

# 令和7年度むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

令和7年5月28日  
むつ市告示第147号

## (目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりに寄与することを目的に、木造住宅の耐震診断の結果を受けて、耐震改修工事又は建替工事若しくは除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内において、むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 令和7年度むつ市木造住宅耐震改修支援事業をいう。
- (2) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによる。）をいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅について、当該評点が1.0以上となるよう、地震に対して安全な構造とするために行う補強等（2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等青森県が適当と認めるものに限る。）のことをいう。
- (4) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (5) 耐震改修計画 第3号に規定する補強を行う計画であつて、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 耐震改修工事 第3号に規定する補強を行う工事及び補強に伴い影響する範囲の改修工事であつて、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。
- (7) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (8) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定するものをいう。

- (9) 建替工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅を除却し、同一敷地内に建築士の設計及び工事監理により建て替える工事をいう。
- (10) 除却工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅を除却する工事をいう。
- (11) 所有者 市の区域内に存する木造住宅を所有する者をいう。
- (12) 居住者 市に住民登録をし、市の区域内に存する木造住宅に現に居住している者で、前号に規定する所有者の2親等以内の親族であるものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市の区域内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に着工し、建築された住宅で、同年6月1日以降建築されていないもの
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）で、地上階数が2以下のものであること。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断されたものの
- (5) 第5条に規定する工事が令和8年1月31日までに完了すること。
- (6) 過去に市が実施する木造住宅耐震改修支援事業又は青森県住宅耐震リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱若しくは青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱に基づく補助の対象となった耐震改修又は建替えを受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に存する補助対象住宅の所有者又は居住者で個人であること。
- (2) 所有者及び居住者が市税等を滞納していないこと。
- (3) 所有者及び居住者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、かつ、当該計画に従い工事監理を行う耐震改修工事、又は建築士が設計し、設計図書に従い工事監理を行う建替工事若しくは除却工事とする。ただし、次に掲げる工事等は補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事等
- (2) 耐震改修工事に併せて行う増築工事、リフォーム工事及び外構工事
- (3) 建替工事に併せて行う既存住宅の除却工事及び外構工事
- (4) 国、県及び市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた耐震改修又は建替工事
- (5) 前号の補助金等とこの補助金が重複して交付されるおそれがあると市長が判断する工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修又は建替若しくは除却に要する工事費、設計費及び工事監理費とし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は117万2,000円のいずれか低い方の額とする。

(施工業者)

第7条 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類等の写し
- (2) 補助対象住宅の所有者全員の同意書（様式第2号）
- (3) 代理申請の場合にあっては、委任状（様式第3号）
- (4) 各種公的支給や補助申請に関する申出書（様式第4号）
- (5) 耐震診断結果報告書の写し

- (6) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シートの写し（耐震改修工事の場合に限る。）
- (7) 補助対象住宅の建築時期が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項若しくは法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し又は法第7条第5項若しくは法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
  - イ 登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し
- (8) 補助対象住宅の所有者を確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
  - ア 固定資産税納税通知書の写し及び固定資産税課税明細書の写し
  - イ 登記事項証明書（表題部、権利部が明示されているもので、発行から3か月以内のもの）の写し
- (9) 補助対象住宅の所有者及び居住者全員の市税等に関する証明願（様式第5号）
- (10) 工事見積書の写し（内訳明細がわかるものに限る。）
- (11) 設計図書のうち案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面
- (12) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の申請の受付期間は、令和7年6月9日から同年9月30日までとし、予算の範囲内において、先着順で受け付けるものとする。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあってはむつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあってはむつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事について法第6条第1項に規定する確認申請が必要な場合に取得した確

認済証の写しを提出すること。

- (2) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、当該理由が生じた日から15日以内にむつ市木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、前条に規定する補助金交付決定通知書に記載された金額を増額することはできないものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 交付決定者は、補助事業で取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに処分したことにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を納付すること。
- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付の決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。

2 前項第2号に規定による補助金の変更、中止又は廃止の承認を行った場合は、むつ市木造住宅耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（状況報告）

第12条 市長は補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況に関し交付決定者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項の報告は、むつ市木造住宅耐震改修支援事業状況報告書（様式第10号）によるものとする。

（完了確認）

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、むつ市木造住宅耐震改修支援事業工事完了報告書（様式第11号）を市長に提出し、補助対象工事の写真等による確認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する確認をした場合は、その結果をむつ市木造住宅耐震改修支援事業工事完了確認通知書（様式第12号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、前条第2項のむつ市木造住宅耐震改修支援事業工事完了確認通知書を受領したときは、むつ市木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書(様式第13号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し又は請求書の写し
- (3) 工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真
- (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事及び工事監理を行ったことを耐震技術者が証した書類(耐震改修工事の場合に限る。)
- (5) 補助対象工事後に取得した法第7条第5項又は法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (6) 工事監理報告書の写し
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金額確定通知書(様式第14号)により当該交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求め、現場確認を行うことができる。

3 市長は、第1項及び第2項の規定により補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう交付決定者に指示することができる。

(補助金の請求等)

第16条 補助金の請求は、前条第1項の通知を受けた後において、むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金請求書(様式第15号)を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30

日以内に補助金を支払うものとする。

3 補助金は、口座振替により交付する。

(補助金の交付の決定の取消し)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により、その旨を交付決定者に対し通知するものとする。

3 前2項の規定は、第15条第1項の規定により補助金の額が確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてむつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金返還命令書(様式第17号)により、その返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の返還を命ぜられたときは、むつ市木造住宅耐震改修支援事業費補助金返還命令書に記載された期限内に当該補助金を返還するものとする。

(財産の処分の制限を受ける期間)

第19条 規則第20条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知)別表第2に準じるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。